

名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の策定の概要

1 改定の経緯

- 平成 26 年 3 月 名古屋医療圏保健医療計画を公示（～平成 30 年 3 月）
尾張中部医療圏保健医療計画を公示（～平成 30 年 3 月）
- 平成 28 年 10 月 愛知県地域医療構想を追加公示
- 平成 29 年 3 月 国において医療計画作成指針の改正

2 名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画案の概要と主な改定内容

- 愛知県地域医療構想において、患者の受療動向等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏については、統合して一つの構想区域とされたことを受け、本計画から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合。
- 計画期間について、従来は 5 年間であったが、市町村が策定する介護保険事業計画（3 年を期間）との整合性を図るため、今回から 6 年間となった。

第 1 章 地域の概況

【名古屋市域】

（1）地勢

面積は 326.44 km²あり、地形は東高西低でおおむね平坦となっている。

（2）交通

鉄道の占める輸送人員の割合が低く、典型的な自動車交通体系となっている。

（3）人口及び人口動態

当医療圏の人口は、平成 28 年においては 2,304,794 人であり、うち 65 歳以上の高齢者が占める割合が 24.5%となっている。今後、総人口は減少していくが、高齢者人口及び占める割合は増加していく見込みである。

（4）保健・医療施設

平成 28 年における医療施設数は、病院 129、診療所 2,111、歯科診療所 1,448、助産所 69、薬局 1,164 となっている。

【尾張中部地域】

（1）地勢

尾張中部地域は 2 市 1 町（清須市、北名古屋市、豊山町）からなり、面積は 41.88 km²、木曾川と庄内川により形成された肥沃な沖積平野に位置している。

（2）交通

鉄道は名古屋を中心として放射状に発達し、道路密度は比較的高くなっているが、庄内川、新川にかかる橋梁がボトルネックになり、名古屋へ流入する道路の渋滞が生じている。

(3) 人口及び人口動態

人口は、平成 28 年においては 167,901 人であり、うち 65 歳以上の高齢者が占める割合が 21.1%となっており、人口の高齢化が急速に進んでいる。

(4) 保健・医療施設

平成 28 年における医療施設数は、病院 5、診療所 98、歯科診療所 78、助産所 5、薬局 63 となっている。

第 2 章 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方

(1) 総論

当医療圏において公的病院等は 19 病院あり、民間医療機関だけでは担うことが難しい救急、災害医療等の政策的医療を担っている。

(2) 市立病院

市立病院は名古屋市域に 3 病院あり、各市立病院の特長を活かした医療を提供するなど、地域の中核病院として整備を図っている。

(変更点) 東部医療センターの課題として、より高度な救急医療体制の整備に努め、第三次救急医療にも取り組んでいく必要がある旨、記載。

第 3 章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

(1) がん対策

がん診療連携拠点病院を中心とした地域の医療機関相互の連携を推進するとともに、がん検診の受診率向上に努める。

(変更点) 名古屋医療圏の記載と尾張中部医療圏の記載の統合に伴い、所要の修正を実施。合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア推進の取組みを記述した。

(2) 脳卒中対策

発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進める。

(変更点) 名古屋医療圏の記載と尾張中部医療圏の記載の統合に伴い、所要の修正を実施。

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策

発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進める。

(変更点) 名古屋医療圏の記載と尾張中部医療圏の記載の統合に伴い、所要の修正を実施。

(4) 糖尿病対策

病院、診療所、歯科診療所、保健所、事業所等の連携を図り、糖尿病初期教育、治療中断者への対応、合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を検討していく。

(変更点) 名古屋医療圏の記載と尾張中部医療圏の記載の統合に伴い、所

要の修正を実施。

(5) 精神保健医療対策

【名古屋市域】

こころの健康についての啓発など「予防・アクセス」への取り組み、「治療・回復・社会復帰」においては関係機関の重層的な連携による支援体制の構築の検討、その他、支援体制の充実等について検討していく。

【尾張中部地域】

精神障害者が安心して、自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等関係機関と地域の課題等について協議し、地域ケアシステムの構築を図る。

(変更点) 県の地域保健医療計画(素案)に準拠した記述にした。

(6) 歯科保健医療対策

【名古屋市域】

ライフサイクルに応じた歯科保健対策を推進するほか、歯科医療機関などの関係機関が連携を図り、歯科保健対策が円滑に推進されるよう支援する。

【尾張中部地域】

あらゆる機会を通じてかかりつけ歯科医の定着のための啓発を図り、保健医療福祉関係者の円滑な連携により、小児の口腔機能向上から有病者及び要介護高齢者への口から食べることへの支援を含め、ライフステージに応じた歯科口腔保健医療対策の推進を目指す。

第4章 救急医療対策

【名古屋市域】

関係団体の協力のもと、第一次及び第二次救急医療体制の充実に努める。また、救急医療機関の適正受診について、患者や家族に周知を図る。

(変更点) 尾張中部医療圏との合併を受け、二次救急医療圏が医療計画に定める二次医療圏と異なることについて、対応を検討していく必要がある旨、課題として記載。

【尾張中部地域】

救急医療を名古屋市や他の医療圏に大きく依存していることから隣接する医療圏の医療機関と機能連携を図っていくとともに、救急告示病院の機能拡充が図られるよう支援する。

(変更点)

広域2次救急医療圏が医療計画に定める2次医療圏と異なっていることについて、対応を検討していく。

第5章 災害医療対策

【名古屋市域】

平常時より地域における災害医療の課題について検証するとともに、発災直

後からの時系列で必要な医療体制の構築を検討する。

(変更点) 尾張中部医療圏との合併を受け、連携体制等について検討していく必要がある旨、課題として記載。

【尾張中部地域】

南海トラフ地震を始めとした大規模災害発生時に、地域災害医療対策会議において、コーディネート機能が十分発揮できるよう、市町、地域災害医療コーディネーター、地区医師会等関係団体との連携体制の充実・強化を図る。

(変更点)

災害時の医療救護活動計画は、名古屋市域と別になっていることについて、対応を検討していく。

第6章 周産期医療対策

【名古屋市域】

周産期医療体制の充実強化を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図る。

(変更点) 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査の実施を通じて、連携体制の整備を進める旨、記載。

【尾張中部地域】

周産期ネットワークの充実強化を図り、医療機関と保健機関等の連携による妊娠期からの切れ目ない支援により、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図る。

第7章 小児医療対策

【名古屋市域】

小児救急患者が安心して受診できる体制作りにも努めるとともに、診療機能に見合った救急医療体制の利用法、緊急時の対処法等の普及啓発を図る。

【尾張中部地域】

小児科医や小児科を主たる診療科目とする病院・診療所がすくないため、他の医療圏との病病連携、病診連携をより一層推進する。

第8章 在宅医療対策

【名古屋市域】

在宅患者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携をより一層図り、地域包括ケアシステムの推進に努める。

(変更点) この間の介護保険法改正等を受け、在宅医療・介護連携推進事業についてや、名古屋市医師会による在宅医療サポートセンターの取り組みについて、現状に記載。また、新たな課題として、増大する在宅医療のニーズへの対応や、各職種のネットワークづくり、さらには、在宅での看取りを含めた療養場所についての意思表示の問題を記載。

【尾張中部地域】

西名古屋医師会が構想している地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、保健・医療・福祉の関係機関等との合意形成に努める。

第9章 病診連携等推進対策

医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備に努める。

第10章 高齢者保健医療福祉対策

【名古屋市域】

高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各種事業を着実に推進することにより、地域包括ケアシステムの推進に努める。

(変更点) この間の介護保険法改正等を受け、認知症対策の現状において、認知症初期集中支援チームの配置について記載。また、新たな課題として、自らの希望する医療やケアの選択の問題を記載。

【尾張中部地域】

各種対策の着実な推進を図ることにより、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図る。

第11章 薬局の機能強化等推進対策

(1) 薬局の機能推進対策

地域包括ケアシステムの中で、薬局・薬剤師が地域のチーム医療の一員として役割を発揮するため、かかりつけ薬局の意義の普及や、健康サポート薬局の取り組みの支援をしていく。

地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局の取り組みを支援していく。

(2) 医薬分業の推進対策

さらなる医薬分業率の向上を図るとともに、後発医薬品の適正使用及び理解向上を図る。

(変更点) 県計画に併せ、記載内容を全面的に修正。

第12章 医療安全支援センター

専門的な相談に対応するため、関係機関との一層の連携を進める。

第13章 健康危機管理対策

【名古屋市域】

関係機関との連携を密にし、情報連絡体制の構築を図るとともに訓練を実施

するなどして不測の事態が発生した場合に迅速に対応できる体制を整える。

(変更点) 名古屋市衛生研究所の機能の充実について課題として記載。

【尾張中部地域】

平時においても、定期的に保健所健康危機関係機関連絡会議の開催により、情報の一元化を図り、関係機関の共有化を図るとともに、有事の際は速やかに同連絡協議会の構成員と連携しながら、情報を共有して迅速かつ適切に対応を決定する。